入札公告

電力の供給について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 条)第 167 条の 6 の規定を準拠し、次のとおり公告する。

新下公第 482 号 令和元年 11 月 25 日

公益財団法人 新潟県下水道公社 理事長 宮野 岳

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 六日町浄化センターで使用する電力の供給 1,024,586kwh/年
 - (2) 供給内容 新潟県下水道公社の電力の供給に係る共通入札説明書による。
 - (3) 供給場所 六日町浄化センター 新潟県南魚沼市五日町 1967 番地 5
 - (4) 供給期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで(2年間)
 - (5) 開札日時及び場所日時 令和元年 12 月 25 日 午前 10 時 00 分場所 下水道公社 新潟浄化センター 2 階 大会議室 新潟市東区下山 3 丁目 680 番地
 - (6) 入札保証金及び契約保証金 免除する。
 - (7) 契約書作成の要否契約書の作成を要する。
- 2 その他

新潟県下水道公社の電力の供給に係る共通入札説明書及び電力供給仕様書のとおり

問い合わせ先

新潟県下水道公社業務課

電話 025-271-1151

FAX 025-271-1153

 $E \nearrow - \mathcal{V}$ singeko9@drive.ocn.ne.jp

新潟県下水道公社電力の供給に係る共通入札説明書

令和元年 11 月 25 日付け新下公第 482 号で公告した「六日町浄化センターで使用する電力の供給」に係る案件の入札については、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様書等について疑義がある場合は、質問書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

1 供給内容

電力供給仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

2 入札方法

- (1) この入札は、入札公告に掲げる供給期間における概算数量の総価により行う。
- (2) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の積算方法を記した入札金額内訳書(以下「内訳書」という。)を添付すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次の資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 条)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがされていない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業 の登録を受けている者であること。
- (5) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (6) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (7) 国税及び県税について未納がない者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成 17 年法 律第 86 号)第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の 一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号 に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

- ① 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ)と子会 社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①の場合については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接または積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表を含む。キにおいて同じ。) が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者がある もの

4 入札参加申請等

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
 - イ 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し
 - ウ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し(申請日の前 3 か月以内に発 行されたもの)
 - エ 財務諸表(申請の直近における決算に係る賃借対照表及び損益計算書)
 - オ 使用印鑑届 (様式2)
 - カ 委任状 (様式3 入札、契約等に関する権限を支店、営業所等に委任する場合)
 - キ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び県税の納税証明書の写し(申請日の前 3か月以内に発行されたもの)
 - ク 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書(様式6)

- ケ 暴力団等の排除に関する誓約書(様式7)
- コ 入札参加申請書(様式8)
- (2) 提出部数

1 部

(3) 提出方法

「10 入札に関する問い合わせ先」に記載する場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出期限

令和元年12月11日(水)午後4時(必着)

(5) 確認結果

審査の結果、参加資格がないと認めた場合、令和元年 12 月 16 日(月)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書をファックスにより通知する。

(6) 入札参加申請の取下・辞退

一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札参加の取下・辞退をする場合は、 書面で届け出ること。

5 入札及び開札

- (1) 入札者は、仕様書及び別添「契約書(案)」を熟知のうえ、応札すること。 なお、仕様書等について疑義がある場合は、令和元年 12 月 13 日(金)午後 4 時まで に、質問書(様式は任意)をファックスにより提出すること。受領した質問書に関し ては、令和元年 12 月 19 日(木)午後 5 時までに当公社のホームページに掲載するこ とにより回答する。
- (2) 入札は持参又は郵送により行うこと。
- (3) 入札書の提出期限等
 - ア 提出期限:令和元年 12 月 24 日(火)午後 4 時必着
 - イ 提出先: 「10 入札に関する問い合わせ先」に記載する場所へ提出すること。
 - ウ 郵送方法:一般書留又は簡易書留による。

入札書及び内訳書を内封筒に入れ密封し、それを外封筒に入れて郵送すること。なお、外封筒には、入札公告に記載の件名、開札日及び商号を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きすること。

- (4) 入札書は、当公社のホームページに掲載している所定の入札書を使用すること。
- (5) 入札金額の算出基礎として、内訳書を作成し入札書に添付すること。(内訳書は押印、割印不用)なお、内訳書の電力単価には1円未満の端数を含むことができる。
- (6) 施設毎に適用する料金区分が違う場合は、適用する料金区分ごとに内訳書を作成することとし、各内訳書の「期間総額(税抜)」欄の金額を合計した金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札書の日付は、入札公告に記載の開札日を記入すること。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(4)または(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は当公社理事長が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する不正な行為による入札
- (5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とする。
- (2) 初回の入札で落札者がないときは、1回に限りの再入札を行う。
- (3) 再入札を行う場合は、初回入札日の午後5時までにファックスにより入札者に通知する。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとし、当該入札事務に関係のない当公社職員がくじを引くものとする。

8 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を中止又は延期することがある。 なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者が負担するも のとする。

9 その他

- (1) 入札参加者又は落札者が本件供給に関して要した費用については、全て当該入札 参加者又は落札者が負担するものとする。
- (2) この入札により取り交わす契約書は、その内容について県民等から公開の求めがあった場合においては、原則として公開するものとする。
- (3) 入札結果(入札者名、入札金額等)については、当公社のホームページ及び当公社の本社掲示板にて開札日の午後5時までに公表する。

10 入札に関する問い合わせ先

〒950-0003 新潟県新潟市東区下山 3 丁目 680 番地 公益財団法人 新潟県下水道公社 業務課 電話 025-271-1151 FAX 025-271-1153 電子メール singeko9@drive.ocn.ne.jp